

決算の概況

市民の皆さんが納めた税金や国・県からの補助金などは、市民生活のためにさまざまな形で使われています。決算は、それらのお金が、皆さんの暮らしやまちづくりにとどのように生かされたかをまとめたものです。

一般会計

平成27年度の一般会計決算額は、歳入が192億8130万円、歳出が185億9336万円で、当年度における「歳入歳出差引額」は6億8794万円となりました。

この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は5億2590万円となりました。

【歳入】

全体では、前年度に比べて7億4822万円（4.0%）の増となりました。

市税や地方交付税などの歳入は減少したものの、税率引上げの影響による地方消費税交付金の増や自己負担額控除限度額の拡充等により、「ふるさと応援寄附金」が増となったほか、北浦

地区統合小学校の施設整備や市内中学校の屋内運動場の天井改修工事が行われ、国庫支出金・県支出金が増額となりました。

【歳出】

前年度に比べ8億6638万円（4.9%）の増となりました。一層の経費削減など財政の健全化に努めながら、保健・医療・福祉、教育・文化、産業、生活環境、社会基盤の各分野について種々の施策を推進してきました。特に平成27年度は、プレミアム付商品券発行事業や北浦地区統合小学校施設整備事業、防災対応型エリア放送整備事業について増額となっています。

特別会計・企業会計

一般会計のほかに、特定の事業を行うための7つの「特別会計」と、地方公営企業法を適用している「水道事業会計」があります。

「特別会計」と「水道事業会計」の収益的収支を併せた決算額は、歳入総額118億8751万円、歳出総額1115億4713万円で、差引3億4038万円となりました。

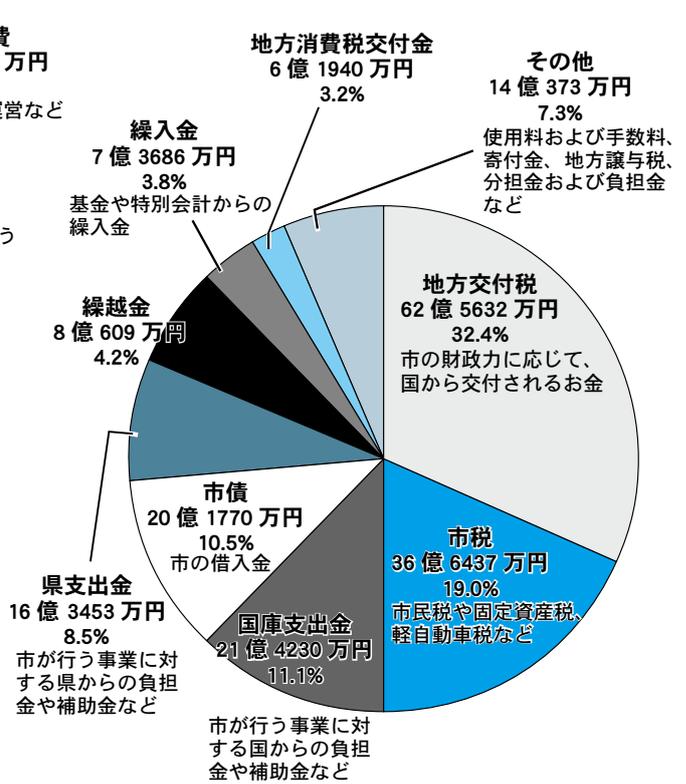
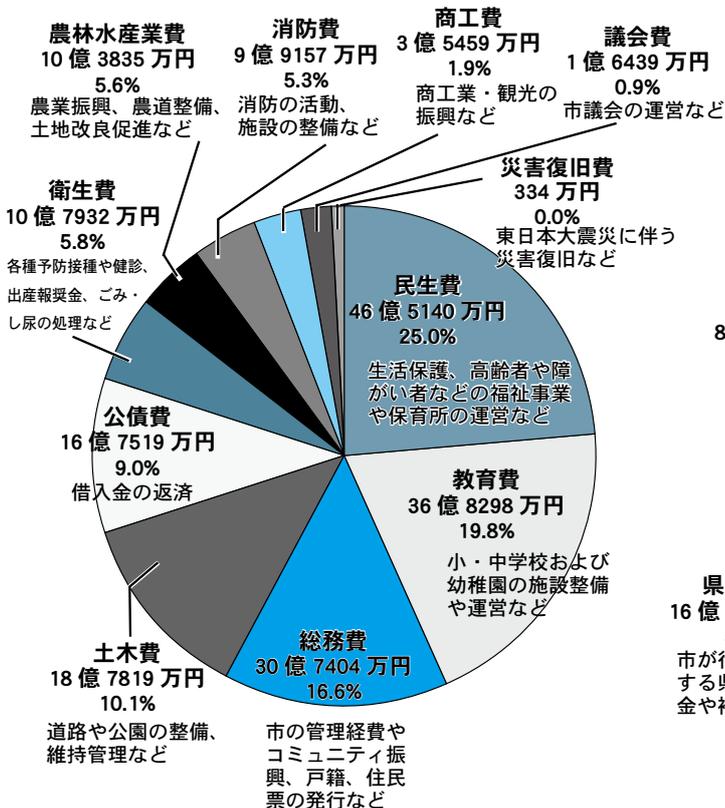
■問い合わせ

財政課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

一般会計歳出 185億9336万円

一般会計歳入 192億8130万円



※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

特別会計・企業会計決算額

会計区分	歳入決算額 主な項目	歳出決算額 主な項目	歳入歳出差引残金
国民健康保険	60億8491万円	60億5672万円	2819万円
	国民健康保険税、国庫支出金、共同事業交付金、前期高齢者交付金、繰入金など	保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金、介護納付金など	
介護保険 (保険事業勘定)	35億1163万円	33億2162万円	1億9001万円
	保険料、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金など	保険給付費、地域支援事業費、総務費など	
介護保険 (サービス事業勘定)	1113万円	871万円	242万円
	介護予防サービス収入、繰入金など	新予防給付事業費など	
後期高齢者 医療保険	3億275万円	3億111万円	164万円
	保険料、繰入金など	広域連合納付金など	
農業集落 排水事業	1億3521万円	1億2728万円	793万円
	負担金、県支出金、繰入金、使用料など	総務費、公債費、事業費	
特定環境保全 公共下水道事業	4億7963万円	4億5895万円	2068万円
	国庫支出金、市債、県支出金、使用料、繰入金など	事業費、公債費、総務費など	
流域関連公共 下水道事業	3億3385万円	3億2470万円	915万円
	使用料、負担金、市債、繰入金など	公債費、維持費、下水道費、総務費	
戸別浄化槽 整備事業	1億180万円	9627万円	553万円
	市債、国庫支出金、県支出金、負担金、繰入金など	事業費、総務費、公債費	

※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

水道事業会計

区分	歳入	歳出	差引額
収益的収支	9億2660万円	8億5177万円	7483万円
資本的収支	1億9418万円	5億2946万円	△3億3528万円

企業会計である水道事業は、給水などの営業面からみた収支を「収益的収支」、設備など所有財産の面からみた収支を「資本的収支」としています。

民生委員児童委員が改選されました

麻生地区

氏名	担当区域	電話
関 京子	富田1区	72-0821
吉崎才兵衛	富田2区	72-2188
小峰 實	粗 毛	72-0463
小沼 唯男	玄 通	72-2517
深澤 静江	蒲 縄	72-2123
永作やす子	古 宿	72-1120
藤野 京子	新 田	72-1056
岡野のり子	宿	72-0506
堀井 恵子	下 渚	72-0375
茂木美恵子	田 町	72-1215
矢幡いづみ	台矢幡・なぎさ	73-3678
倉辻 芳次	太田・横須賀	73-3535
邊田 茂雄	石 神	73-3157
平山 一巳	根小屋	73-3587
宮寄多喜男	蔵 川	73-2070
嶺 松男	白 浜	73-3008
海老澤文江	宇 崎	73-3187
箕輪 洋一	岡	73-3380
羽生 定	青 沼	73-2397
高柳 一郎	杉平・四鹿	73-2765
久保田喜裕	四 鹿	73-2446
寺崎 敏男	小牧・板峰	73-2125
星野 忠一	新 宮	73-2628
田口 忠	天 掛	73-3821
山野 たけ	籠 田	73-2719
大橋 源一	於下・今宿	77-0335
小沼 光男	行 方	77-1313
宮内千恵子	船子・藤井久保	77-1155
鈴木 房子	五町田	77-0065
松兼 知子	島並上	72-1553
大里てい子	島並下	72-0585
土子 正男	南	77-1603
小牧 文子	橋 門	77-0097
箕輪 一郎	観・内宿・宿・元方	77-1587
柏葉富士尾	井貝・繕沢	77-1228
渋谷 達一	谷	77-1392
荒張 紀子	主任児童委員	77-0050
小嶋 幸江	主任児童委員	73-3566

一斉改選により、次の方々が行方市民生委員児童委員として、厚生労働大臣および茨城県知事から委嘱されました。

地域の皆さんの身近な相談役として、よろしくお願ひします。

任期は平成 28 年 12 月 1 日から 3 年間です。

北浦地区

氏名	担当区域	電話
谷田 茂幸	吉 川	35-0916
横田 秀一	繁昌東部 (宝来、成井、山津平)	35-0975
茂木千恵子	繁昌西部 (前原、叶神、大崎)	35-0576
石間 文雄	中 根	35-0798
高柳 敬	山田一区	35-0723
白戸 利明	山田二区	35-3046
羽生成一郎	山田三区	35-2692
鈴木 操	山田四区	35-2357
磯山 裕子	行 戸	35-3636
千ヶ崎一美	小幡北部	35-3325
池田 一行	小幡南部	35-2604
松下 吉雄	南高岡	35-0045
小林みどり	北高岡	35-3190
六笠 マサ	両 宿	35-1531
柳瀬 武男	内 宿	35-2677
成田 幸男	成 田	35-1436
望月 滋雅	三 和	35-3275
高柳 長生	長野江	35-1567
細内 好一	次 木	35-2843
吉田 藤孝	小貫上	35-3052
寺内 京	主任児童委員	35-2827
柳町 直美	主任児童委員	35-1734

玉造地区

氏名	担当区域	電話
山口 正男	荒 宿	56-0823
栗又 正美	藤 井	56-0307
関野美智子	根古屋	56-0627
松本かほる	西 谷	56-0156
松金 孝之	西蓮寺	56-0727
理崎 道子	新田・竹の埜	55-0573
磯山 春枝	舟津・竹の埜	55-0374
曾根 敏見	宿・横須賀	55-2567
埜 利勝	新宿・小座山	55-2131
代々城 一成	里・内宿	55-0830
河野 文江	横町・下宿	55-3868
橋本 良郎	加茂・上宿	55-3321
橋本 要	川向・高須	55-1227
埜 和治	柄 貝	55-2053
武田 正則	諸 井	55-1450
成島 誠一	泉	55-0690
中田美代子	緑ヶ丘・中山	55-0090
手塚ふみ子	緑ヶ丘	55-0175
根崎 俊男	捻木・若海	55-0730
若泉 孝子	芹沢・中山	55-0480
根本 知子	上山	55-2124
森作 和彦	浜・谷島	55-2397
石橋 淑人	浜	55-2423
小沼 秀之	八木蒔	57-0955
山口 とし	羽 生	57-0320
井野場和郎	羽 生	57-0802
幡谷 照夫	沖 洲	57-0316
小峰 幸子	主任児童委員	55-1744
緑川 正實	主任児童委員	55-1892

マイナンバーカードの受け取り をお願いします

総合窓口課（玉造庁舎）
☎0299（55）0111
交付期間が経過している

マイナンバーカードがあります
マイナンバーカード（写真付き）の交付開始から1年が経過しました。まだ受け取りがなされず、市役所で6カ月以上保管しているマイナンバーカードがあります。受け取りがお済みでない方は、お早めにお受け取りください。

■受け取り場所

各庁舎の総合窓口課（室）

■受け取りの際に必要なもの

- ①通知カード
 - ②印鑑
 - ③身分確認できる運転免許証など
 - ④市役所から送られたはがき
- ※③・④が無い方は、事前にお問い合わせください。

※受け取りの際は、電話予約が必要になります。また、申請したカードの受け取りをやめたい場合は、最寄りの総合窓口課（室）へご連絡ください。

▼通知カード

全戸へ郵送されています。

▼マイナンバーカード

個人の申請に基づく顔写真入りのカードです。カードは国の機関が発行し、市が交付事務を行います。

農業者の皆さまへ

収入保険制度について

関東農政局茨城県拠点 地方参事官室
☎029（221）2184

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、さっそく取り組んでみましょう。

新たに青色申告を始める個人の場合、3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出することで、平成29年分の所得から青色申告を行うことができます。

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。



市有地売却のお知らせ

財産管理課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では、現在は利用しなくなった次の物件を、一般競争入札により売却します。

▼市有地購入のメリットは！

○権利関係が整理された物件（抵当権等の設定がない）

○仲介手数料が不要

※所有権移転の登録免許税や契約に関する費用は必要です。

■売却物件

【物件番号H28-2】

所在地番：蔵川字南127番2

登記地目：宅地

登記面積：351.25㎡

最低売却価格：163万円

■案内書の配布期間

2月1日～2月20日（土日祝祭日を除く午前9時～正午、午後1時～午後4時）

■案内書の配布場所

財政課（麻生庁舎別棟）

■入札日

3月3日（金）

（入札参加受付期間：2月1日～2月28日）

※参加希望の方は、案内書をよくお読みください。

■問い合わせ

▼物件について

財産管理課 用地管理グループ
（麻生庁舎別棟）

☎0299・72・0811

（内線356）

▼入札について

財政課 契約検査グループ
（麻生庁舎別棟）

☎0299・72・0811

（内線354）

関東電気保安協会

からのお知らせ

2月は省エネルギー1月間です

コタツ布団と敷き布団を併用すると省エネになるよ！



関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp/

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年を取ったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

■国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

※国民年金のご相談・手続き等については、国保年金課（玉造庁舎）または年金事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3251

シリーズ 国民健康保険

こんな時は保険証が使えません

■病気ではないもの

- 健康診断・人間ドック・予防注射
- 美容整形・歯列矯正
- 軽度のシミやアザ・わきがなど
- 妊娠中絶（経済上の理由）・正常な妊娠や出産

■他の保険が使える場合

- 工作中や通勤中の病気やケガ（労災保険の対象になる）

■保険給付が制限される場合

- けんかや泥酔などによるケガや病気
- 故意の事故や犯罪によるけがなど

交通事故などにあつたときは、
必ず国保に届出を!

交通事故などの第三者の行為によってケガなどをし、保険証を使う場合には、お住まいの市町村の国保担当窓口へ届出をしてください。

交通事故 傷害事件

Q なぜ、国保に届出が必要なの？

A 届出がされないと、本来加害者が負担する分を国保が負担することになります。国保の負担が増加すると、保険料（税）の負担増加につながる場合もあります。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

税金のお知らせ

不動産公売の案内

今月の税金

○国民健康保険税 第8期
納付期限(口座振替日)は
2月28日です。

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

- 公売日時 3月2日(木)
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 茨城県行方合同庁舎 2階大会議室(麻生1700番地6)
- 執行機関 行方市

■公売対象不動産

売却区分番号	所在	地番	地目	地積(m ²)	見積金額(円)	公売保証金(円)
16-1	小高字源次郎谷	1525番	田	773	390,000	40,000
		1526番	田	2896		
16-2	小貫字香取谷	682番	田	2035	190,000	20,000
16-7	麻生字永峰	3520番	田	3013	1,100,000	110,000
16-8	根小屋字中谷	878番	田	2184	330,000	40,000
16-9	藤井字平	560番1	畑	382	95,000	10,000
16-10	若海字新林	842番	畑	2097	640,000	70,000

- 農地法の許可を必要とする農地(田・畑)の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局(北浦庁舎1階 ☎0291-35-2111)へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売実施の適正化のための措置(国税徴収法第108条)等、買受人となることができない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので、ぜひ参加してみてください。

午後0時50分から受付を開始し、午後1時から入札についての説明を行います。下記のホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容をご覧いただけます。

また、ご質問等がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

◆公売日時 3月7日(火) 午後1時20分~午後2時20分

◆場所 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室(水戸市柵町1-3-1)

◆公売対象不動産

●売却区分番号 28-149 見積価額 2,300,000円 公売保証金 230,000円

財産の表示(登記簿による表示)

【土地】

1) 所在 芹沢字原山 地番 929番180 地目 宅地 地積 544.76m²

【建物】

2) 所在 芹沢字原山929番地180 家屋番号 929番180 種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建 床面積 113.44m²

以上 登記簿による表示

◆その他 中止になる場合があります。

【問】茨城租税債権管理機構 ☎029-225-1221 FAX029-225-1600 ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

問い合わせ 収納対策課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811